

議案第53号

富士見市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和元年6月4日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、富士見市介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市介護保険条例の一部を改正する条例

富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号列記以外の部分中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「27,777円」を「23,148円」に改め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,148円」とあるのは、「37,036円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,148円」とあるのは、「44,752円」と読み替えるものとする。

第11条第3項中「普通徴収保険料の納付義務者（以下「納付義務者」という。）」を「第1号被保険者」に、「当該納付義務者」を「当該第1号被保険者」に改め、同条第4項中「納付義務者」を「第1号被保険者」に改める。

第12条に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定により算定される当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

第13条中「（納付義務者を含む。）」を削る。

第14条第1項中「納付義務者」を「法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（次条において「保険料の納付義務者」という。）」に改める。

第15条第1項中「納付義務者」を「保険料の納付義務者」に改める。

附則第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の計算において、その計算の過程に

おける金額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富士見市介護保険条例第10条及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富士見市介護保険条例第10条の規定は、令和元年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。